

神戸市療育ネットワーク会議「第7回 就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議」

(日時)令和4年 11 月 10 日(木)15:00～
(場所)中央区文化センター1001・1002 会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 題

(1) 就学時のつなぎ・情報連携について

(2) 神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制について

3. 閉会

資 料

- 資料1 神戸市療育ネットワーク会議「就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議」について
 - 資料2 特別支援教育相談センターについて
 - 資料3 個別の就学相談会を受けた人数(在籍所別)
 - 資料4 個別の就学相談の申込から就学先への情報の流れ
 - 資料5 ネットワークプラン新様式(検討案)
 - 資料6 神戸市の発達のご案内になる子どもの相談支援体制について
 - 資料7 発達が気になる子どもへの支援の流れ(現状)
 - 資料8 母子保健事業における発達障害児への支援について
 - 資料9 令和3年度 神戸市こども家庭センター事業報告(抜粋)
 - 資料10 令和4年度 神戸市療育センター事業概要(抜粋)
 - 資料11 第6回 就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議(令和3年12月16日)議事要旨
- 〔参考〕 神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議(概要)

神戸市療育ネットワーク会議
「就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」について

【検討課題】

- (1) 相談窓口
 - ① 整理・役割分担の明確化
 - ② 受付から相談までの待機期間の短縮
 - ③ 小学校入学へのつなぎ

- (2) 支援の充実
 - ① 支援する側にもされる側にも分かりやすい情報内容の整理
 - ② 行政機関だけでなく、医療機関と障害児相談支援事業所等とが連携して支援

- (3) 情報共有
 - ① 就学時の支援情報の提供
 - ② 支援情報の一元管理・システム化

【実施状況】

	実施日	議題
第1回	R2. 2. 13	検討課題、神戸市における発達の気になる子どもの支援体制、神戸市の乳幼児健診、就学前の発達支援体制検討にかかる実態調査
第2回	R2. 7. 28	神戸市の発達相談の現状、相談窓口の整理・役割分担の明確化
第3回	R2. 12. 17	こども家庭センター調査、こうべ学びの支援センター 神戸市の発達相談支援体制
第4回	R3. 3. 25	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制(役割・機能の整理) 就学時のつなぎ・情報連携
第5回	R3. 7. 29	就学相談、就学先への情報共有
第6回	R3. 12. 16	神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制(市 HP「子どもの発達に関する相談」) 就学時のつなぎ・情報連携(就学相談、ネットワークプラン) サポートブック
第7回	R4. 11. 10	就学時のつなぎ・情報連携(特別支援教育相談センター、個別の就学相談を活用した情報の流れ) 神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制(相談支援機関の広報、支援の流れ)

令和4年11月10日（神戸市療育ネットワーク会議）
教育委員会事務局特別支援教育課

特別支援教育相談センターについて

(1) 特別支援教育相談センターの概要

<これまでの相談機能イメージ>

	就学前段階	小学校段階	中学校段階	高校段階
通常の学級	インクルーシブ相談員(公私幼のみ)	こうべ学びの支援センター		特別支援学校センター的機能
	通級指導教室			
特別支援学級		特別支援学校センター的機能		
特別支援学校※	校内での研修や外部専門家			
一般・保護者	特別支援教育相談室			



<令和4年度からの相談機能イメージ>

	就学前段階	小学校段階	中学校段階	高校段階
通常の学級	特別支援教育相談センター			
特別支援学級				
特別支援学校				
一般・保護者				

(2) 特別支援教育相談センターの構成

業務	担当
電話の受付 学校園への連絡・調整 保護者への連絡	事務局職員 指導主事 等
面談・相談	事務局職員 指導主事 インクルーシブ教育推進相談員 通級指導教室担当者 特別支援学校地域支援担当者 心理士 等
発達検査等	心理士 等
学校への結果説明	通級指導教室担当者 心理士 等
学校園訪問	事務局職員 指導主事 心理士 通級指導教室担当者 特別支援学校地域支援担当者 作業療法士(OT) 言語聴覚士(ST) 等
医療教育相談	医師 臨床心理士等

(3) 特別支援教育相談センターの役割

○就学相談

①小学校等への入学(就学先の選択)等

小学校, 特別支援学校への入学など

義務教育のスタートの段階で,

特別支援学校か, 地域の小学校のどちらを選ぶか,

地域の小学校の通常の学級か特別支援学級のどちらを選ぶか, と

いった, 就学先の選択に関する個別の相談。

(3) 特別支援教育相談センターの役割

○就学相談

②就学後の学びの場の変更等

特別支援学級への入級や特別支援学校への転学など



小・中学校に在籍中に特別支援学級への入級や特別支援学校への転学を検討する際の相談。

(3) 特別支援教育相談センターの役割

○教育相談

①相談の対象

神戸市立の小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 および 本人・保護者

(神戸市立幼稚園については、区担当指導主事が園からの連絡を受け、園支援を行います。)

②申し込みの方法

学校 校内支援委員会で検討の後、管理職が特別支援教育相談センターに電話連絡をします。

保護者 検査・面談が必要な場合は、**保護者が相談センターに電話をし、日程を調整します。**

令和5年度就学予定児童の就学相談について

①就学説明会

4月19日より就学説明会をWeb上で動画配信しました。

配信と同時に動画をご覧になれない方のために、神戸市総合教育センター10階ホールで同じ内容を対面でお伝えしました。

※同日12:00よりネットによる「**個別の就学相談会**」の申込を開始しました。

②療育センターに在籍する児童と保護者への**個別の就学相談会**を実施しました。

日 程: 5月9日～5月19日 対象人数: 合計 62名

担当者: 特別支援教育課指導主事・インクルーシブ相談員・

就学相談係(幼児通級担当者)

令和5年度就学予定児童の就学相談について

③まるやま学園、のぼら学園、ひまわり学園の3療育センター以外

日 程：5月20日～7月15日

神戸市総合教育センター 133

しあわせの村 14

有野小学校 10

糀台小学校 34

東灘区文化センター 40

竜が台小学校 19

7月16日～

神戸市総合教育センター 39

就学相談会の内容

- 子供の状況
- 保護者の願い
- 学びの場の説明
- ・ **特別支援学級**
学級編制
教育課程、時間割、交流及び共同学習
- ・ **特別支援学校**
学級編制、専門性
教育課程、時間割、交流及び共同学習
- ・ **通常の学級**
教育課程、教科書、交流及び共同学習
- ・ **通級による指導**
- 通学、給食、医療的ケアなど
- 就学先決定までの流れ

面談イメージ



相談員(保護者・子供) 3名

令和5年度就学予定児童の就学相談について

④就学先決定までのスケジュール

<個別の就学相談会終了後>

- ・保護者同意の上相談会での情報提供を校区の小学校・特別支援学校へ行っています。

<5月末～6月ごろ>

- ・学校見学について、保護者と各校との日程調整（保護者から）。

<6月～8月>

- ・学校見学の後、各校において就学相談を実施。

<～12月>

- ・就学先の決定。

（保護者には11月の就学時健康診断までに決定するよう伝えていきます。）

(4) ネットワークプラン

ネットワークプランは、本人や保護者の願いや、障害による困難な状況、支援の内容、成育歴、相談歴など、子供に関する事項について、本人・保護者も含めた関係者で**情報共有するためのツール**です。個別の就学相談の申し込み時に入力した子供の情報が、ネットワークプランへ反映されます。

○作成対象

児童生徒の状況	ネットワークプラン
特別支援学校に在籍している	◎
小・中学校の特別支援学級に在籍している	◎
通級による指導を利用している	◎
上記3つにあてはまらないが、保護者がネットワークプラン作成を希望し合意形成できた場合	○任意
こうべ学びの支援センター(R4年度からは特別支援教育相談センター)を利用した児童生徒	○任意

令和4年11月10日（神戸市療育ネットワーク会議）
教育委員会事務局特別支援教育課

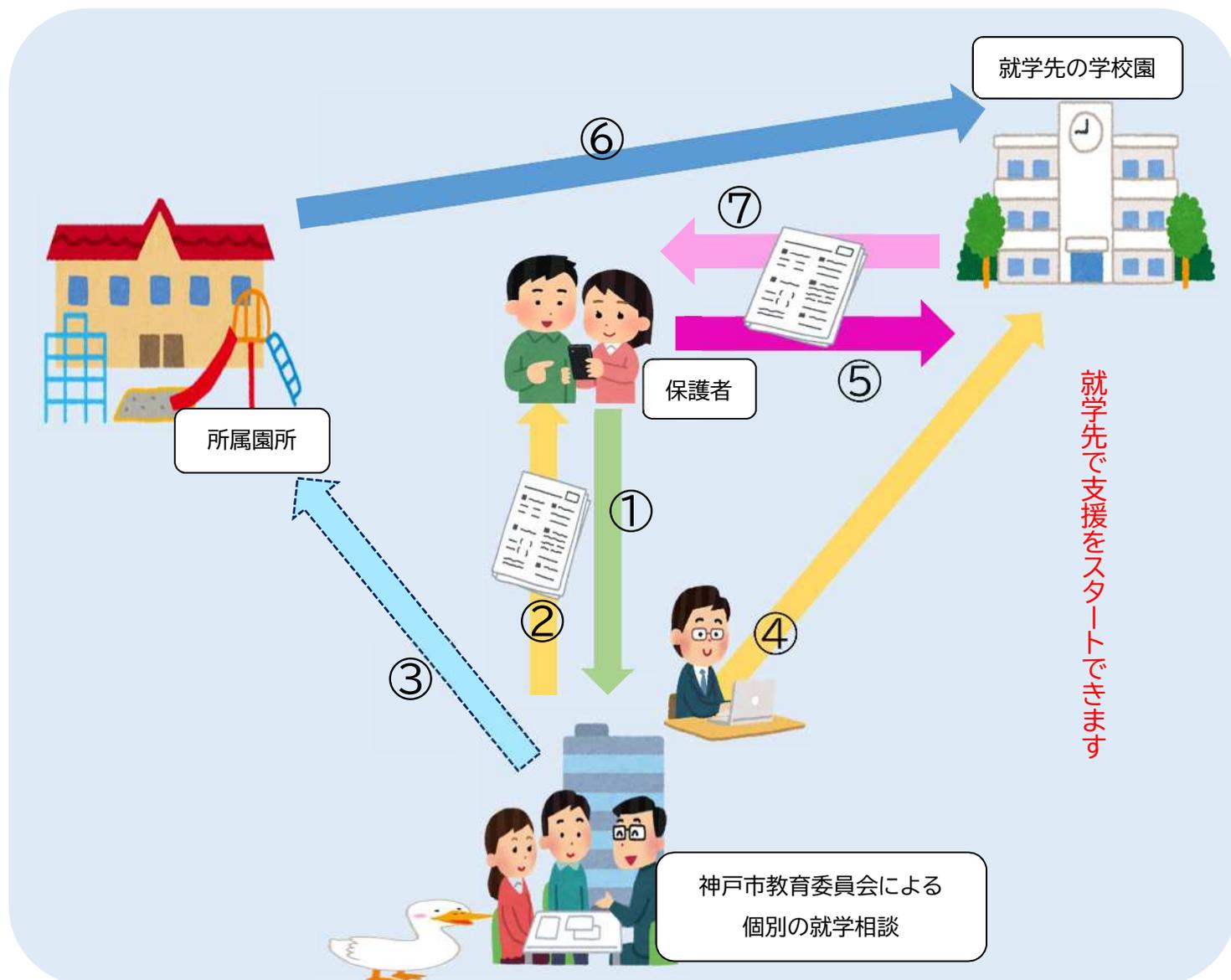
個別の就学相談会を受けた人数（在籍所別）

令和4年10月現在 就学相談会を終えた351件のうち

居住区	公立			私立			その他	区計
	保育所	幼稚園	療育C	保育園	幼稚園	認定こども園		
東灘	15	16	6	11	19	3	0	70
灘	8	0	3	2	7	1	0	21
中央	6	2	3	9	10	3	1	34
兵庫	7	0	4	5	3	1	1	21
北	5	1	4	6	10	4	1	31
長田	8	0	5	1	1	0	0	15
須磨	6	3	14	4	8	4	2	41
垂水	6	5	14	9	16	7	2	59
西	5	8	9	15	11	8	0	56
その他	0	1	0	0	1	1	0	3
計	66	36	62	62	86	32	7	351

※「その他」は児童発達支援、在籍なし等

個別の就学相談の申込から就学先への情報の流れ



- ① 保護者がスマートフォンやパソコンから個別の就学相談を申し込みます。(4月～)
- ② 申し込みの際に入力した子供の基本情報をネットワークプランの書式に落とし込み、就学相談時に印刷したものを保護者に渡します。(5～7月頃)
- ③ 保護者が希望した場合、就学相談の相談員が所属している園所に訪問し、子どもの様子を確認します。
- ④ 教育委員会が②のデータと面談記録を就学先にデータ送付します。(5～7月頃)
- ⑤ 就学時健診、学校見学などで保護者が②を持参し、就学先の学校園に渡します。(6～11月)
- ⑥ 所属園所が就学先へ要録を渡します。(翌年3月)
- ⑦ 更新すべき情報があれば、就学先で追記をし、印刷したものを保護者に渡します。(翌年5月頃)



令和4年11月10日（神戸市療育ネットワーク会議）
教育委員会事務局特別支援教育課

個別の教育支援計画 (ネットワークプラン)										記入日(西暦)					
										年	月	日			
										記入者					
フリガナ					性別			生年月日	西暦						
名まえ									年	月	日	歳			
保護者名					連絡先 (TEL)					学校園名					
住所	区								家族構成						
診断等					診断日						診断機関 (診断者)				
					診断日										
	手帳の種類	療育手帳	A	B1	B2	精神障害者保健 福祉手帳	級	身体障害者手帳	種	級	手帳なし				
	最新の検査種類							検査年月日		年	月	日			
	検査結果							検査機関							
医療・療育 の情報	医療機関				担当医						服薬の 状況や通院 の頻度等				
					担当医										
					担当医										
	療育機関 通級指導教室 等				担当						通所の頻度 療育の内容 通級の期間 等				
					担当										
					担当										
	放課後等 デイサービスの 利用 等		事業所名					利用している曜日							
			事業所名					利用している曜日							
			事業所名					利用している曜日							
			事業所名					利用している曜日							
その他 習い事等															
将来の希望															
今年の目標	(キャリアパスポートとして本人または保護者・担任が記入)														

引き継ぎ たいこと 知ってほし いこと 等	日常生活	着替え・排泄・食事・移動など
	言語面	ことばの理解や気持ちの表現、コミュニケーションなど
	運動面	歩行や姿勢の保持、動作の模倣、手や指先の動きなど
	社会性・ 対人関係	遊び、社会のルールの理解、集団生活への参加、行動の見通し、他者への関りなど
	行動の特徴	こだわりや関心のあること、多動性や衝動性、危険の認知など
	在籍園での支 援や配慮	<p style="text-align: center;">R 5 より追加予定(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育における支援や配慮 << <input type="checkbox"/> 個別の指示 <input type="checkbox"/> 視覚支援 <input type="checkbox"/> 座る場所 <input type="checkbox"/> その他() >> ●生活場面における支援や配慮 << <input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> その他() >> ●遊び場面における支援や配慮 << <input type="checkbox"/> 友人関係 <input type="checkbox"/> 行動 <input type="checkbox"/> その他() >> ●その他、行事(園外保育、運動会、生活発表会 等)等における支援や配慮 ()
すきなこと・ もの		
にがてなこと・ もの		
その他		
今年の評価		
	評価日(年 月 日) 記入者()	

【課題】

1. 関係機関が多く複雑で、市民や支援者にとって分かりにくい。

本市では、就学前の発達のご案内になる子どもや障害児に対し、各区役所・こども家庭センター・療育センター・保育所・幼稚園の他、通級指導教室や児童発達支援事業所などが互いに連携し、重層的な支援を実施している。

一方で、関係機関が多様にあるため、それぞれの機関が担っている役割や機能、子どもの発達や障害に関する相談や支援の流れが複雑で、市民・支援者にとって分かりにくい。

2. こども家庭センター・療育センターの受付から相談（診察）までの待機期間が長期化している。

待機期間が長期化する要因として、以下が考えられる。

- ①発達障害への社会的な理解や認知の拡がりにより、子どもの発達に関する相談ニーズが増加
- ②子どもの発達に関する相談機関・支援機関の役割・機能について、支援者間の相互理解が不十分
- ③両センターにおいて、家族の不安から専門的な相談まで、幅広い内容が混在

【課題解決に向けたこれまでの取り組み】

1. 「障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもの支援ハンドブック」の発行（令和2年3月）
2. 相談機関・支援機関の役割・機能の整理（令和2年度）
3. 相談機関・支援機関の役割・機能に関する広報・周知（令和3年度・令和4年度）

[神戸市ホームページ]

①「子どもの発達に関する相談」

ホーム>子育て・教育>相談・窓口・施設>子育てや子どもの相談>子どもの発達に関する相談

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/hattatsusodan.html>

- ・市ホームページ内にページを新設（令和3年10月）
- ・制度概要の追加やスマートフォンでの視認性向上等、随時更新（令和4年度）



②「発達の相談・発達障害の診療を行っている医療機関」

ホーム>子育て・教育>相談・窓口・施設>発達の相談・発達障害の診療を行っている医療機関

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/iryokikan.html>

- ・子どもの発達の相談・発達障害の診療を行う医療機関にアンケート実施（令和3年10月）
- ・公表可能な医療機関情報を市ホームページに掲載（令和4年4月）

一般的な発達の相談が可能な医療機関 23 機関

発達障害（神経発達症）に関する専門的診療が可能な医療機関 15 機関



③「障害児通所支援事業所ガイド」 ※市ホームページに公開予定

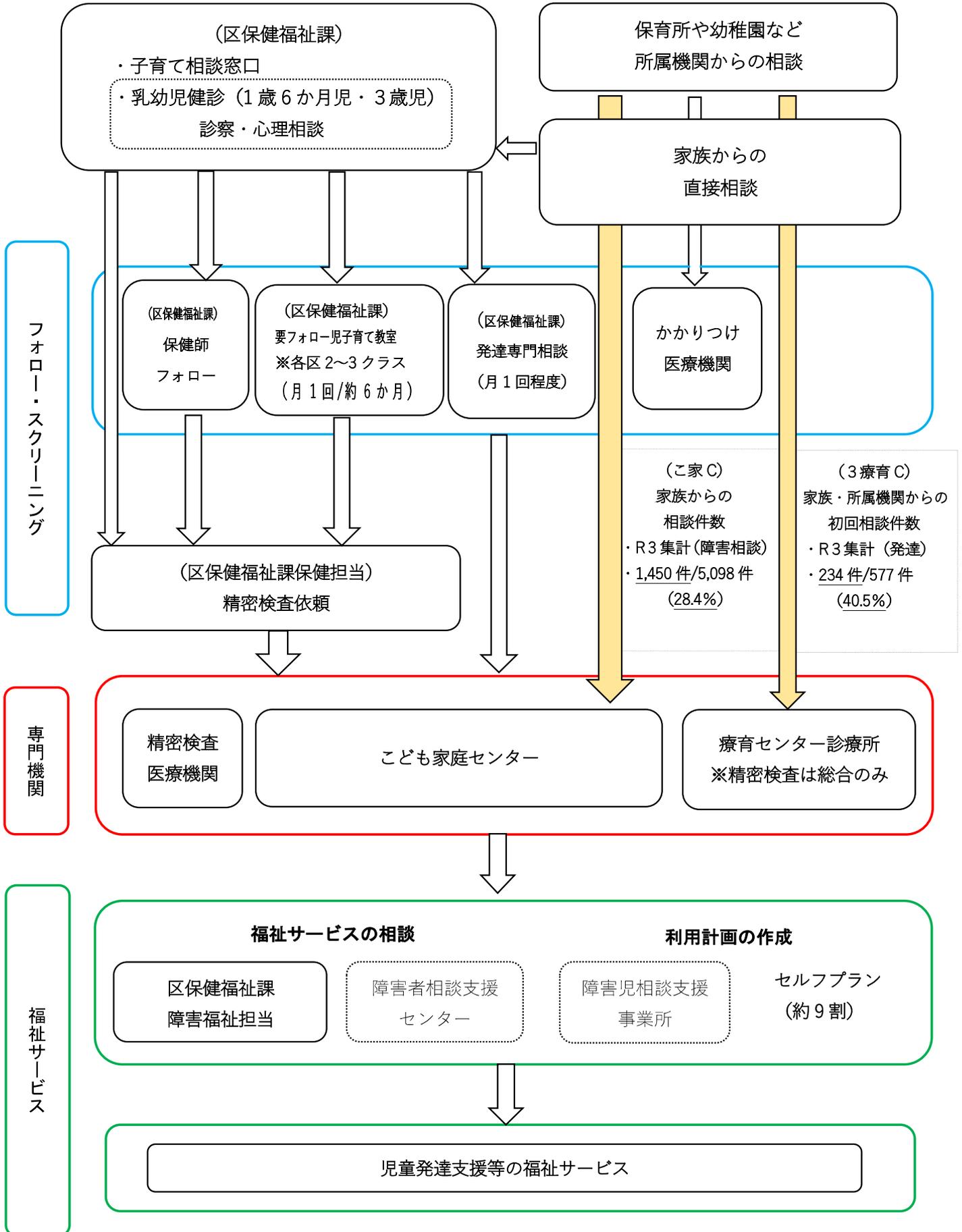
ホーム>子育て・教育>相談・窓口・施設>子育てや子どもの相談>子どもの発達に関する相談
> 障害児通所支援事業所ガイド

https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien_jigyosho_guide.html

- ・児童発達支援や放課後等デイサービス事業所など市内 349 事業所へアンケート実施、176 事業所より回答（令和4年8月）
- ・回答のあった 176 事業所の情報を市ホームページに掲載（令和4年11月）



【現状】 発達が気になる子どもへの支援の流れ



母子保健事業における発達障害児への支援について

1. 乳幼児健康診査における早期発見・早期支援

各区において、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査（以下「乳幼児健診」という。）の際、問診によるスクリーニングを行い、児童に発達障害の特徴があったり保護者が発達に不安を感じている場合等に、臨床心理士等による精神発達相談を実施している。また、乳幼児健診後や保護者から相談があるなど個別に支援が必要な場合には、保健師が家庭訪問や電話により継続支援している。

【健診時の育児相談及び精神発達相談件数】

① 1歳6か月児健康診査

	対象児数	受診児数	受診率	育児相談数	実施率	精神発達相談数	実施率
令和元年度	10,956	9,811	89.5%	9,621	98.1%	919	9.4%
令和2年度	8,332	9,108	109.3%	8,894	97.7%	877	9.6%
令和3年度	10,943	10,663	97.4%	10,435	97.9%	972	9.1%

② 3歳児健康診査

	対象児数	受診児数	受診率	育児相談数	実施率	精神発達相談数	実施率
令和元年度	11,887	10,612	89.3%	10,372	97.7%	964	9.1%
令和2年度	8,043	8,999	111.9%	8,770	97.5%	767	8.5%
令和3年度	11,881	11,468	96.5%	11,178	97.5%	909	7.9%

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を一部延期

※令和2年度の受診率が100%を超えている理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年度の対象児が令和2年度に受診したため

2. 要フォロー子育て教室

乳幼児健診において発達等のフォローが必要とされた児童と保護者を対象に、保健師・保育士・臨床心理士等による子育て教室を開催し、設定遊び・自由遊び・親支援等を通じて、不安や悩みの解消、仲間づくりを支援している。

〔実績〕 ※参加児数は延べ人数

		東灘	灘	中央	兵庫	北	北神	長田	須磨	北須磨	垂水	西	合計
元年度	開催回数	33	33	33	21	33	22	21	22	22	32	27	299
	参加児数	391	376	301	114	157	177	103	150	139	244	283	2,435
2年度	開催回数	15	30	23	17	29	7	3	10	8	22	16	180
	参加児数	28	65	66	46	95	21	12	24	19	71	61	508
3年度	開催回数	32	18	32	24	35	23	15	11	18	32	31	271
	参加児数	46	49	96	67	202	62	56	61	55	107	100	901

※令和2年3月～6月、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために集団での教室を中止

※令和2年7月～令和3年12月、個別相談または小集団に変更し実施

※令和4年1月以降、上限人数の設定を行いながら集団教室再開

3. 発達支援のための個別専門相談

乳幼児健診等において発見された発達障害またはその疑いのある児童やその保護者等を対象に、特別支援教育士・臨床心理士・保健師等により、具体的な関わり方の指導・助言を行う。

〔実績〕 ※相談児数は延べ人数

	東灘	灘	中央	兵庫	北	北神	長田	須磨	北須磨	垂水	西	合計
元年度	29	31	80	15	13	15	19	22	7	18	47	296
2年度	17	23	67	20	11	26	20	10	12	15	30	251
3年度	13	20	27	15	16	16	12	16	20	16	35	206

令和3年度 神戸市こども家庭センター 事業報告より抜粋
「笑顔を求めて -神戸の児童支援-」

第4章 障害相談の業務

1. 障害相談

障害相談は、心身に障害のある児童の療育相談及び、各種の福祉サービスの提供に関する相談及び施設入所等の福祉措置などの相談に応じている。

2. 相談の状況

(1) 相談件数

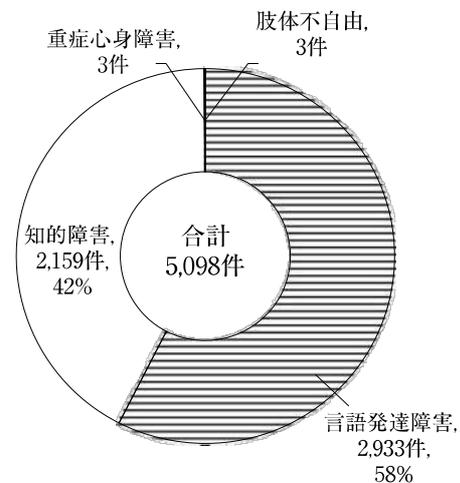
こども家庭センターにおける障害相談件数の割合は、令和3年度の全相談件数の57%を占め、5,098件となっている。

障害相談の種別は、言語発達（ことばの遅れ、1歳半・3歳の乳幼児健診等の結果に基づく発達検査希望、その他児童の発達に関するさまざまな心配・気がかり）の相談が2,933件（58%）、知的障害（18歳未満の児童の療育手帳発行の判定）の相談が2,159件（42%）となっている。

なお、神戸市では、身体障害児の相談判定業務は神戸市総合療育センターが分担するという体制をとっている。

令和3年度の障害別相談受理の割合は図11のとおりであり、障害別相談件数の推移は表9のとおりである。乳幼児健診の充実、早期発見・早期療育に対する社会的関心の高まり、地域における福祉サービスの利用希望の増加などを背景として、障害相談件数は高止まりの状況にある。

図11 障害別相談件数



(2) 相談の内容

言語発達相談には、療育の必要性や適切な進路、児童の発達特性に応じた関わり方、施設入所を含む福祉サービス等の利用に関する相談が含まれている。

福祉サービス利用については、療育手帳や障害児通所支援受給者証等の申請窓口が区保健福祉部となっているため、こども家庭センターで適切な情報提供を行ったうえで、区からの依頼に応じて、自立支援給付決定に関する意見書を作成・発行している。

表9 障害別相談件数の推移

(単位：件)

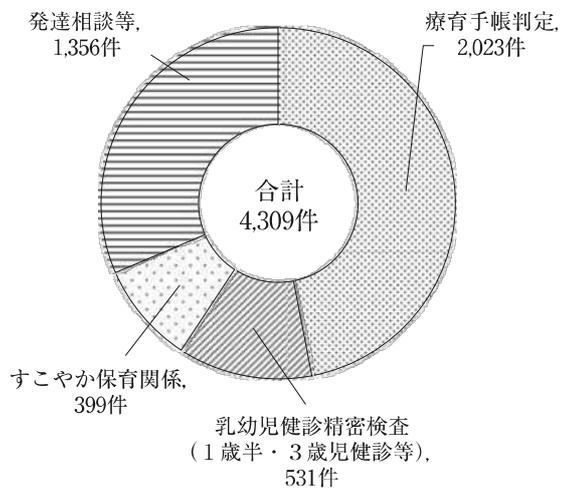
種別 年度	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	計
H28	17	4	3,468	3	1,759	5,251
H29	18	7	3,219	18	1,880	5,142
H30	1	0	3,461	3	1,911	5,376
R元	1	0	3,220	1	1,962	5,184
R2	0	0	2,840	2	2,057	4,899
R3	3	0	2,933	3	2,159	5,098

また、各区保健福祉部では1歳半及び3歳児乳幼児健康診査が実施されているが、そこでスクリーニングされた児童の心理発達面での精密検査の大部分は、こども家庭センターが担っている。

その他、病院、教育関係機関、保育所等の児童福祉施設などからの助言により、相談の申し込みをされる保護者も少なくない。発達検査結果については、保護者の申請があれば、「心理検査結果報告書」として文書交付している。

「すこやか保育」は昭和53年度に発足した障害児統合保育事業で、実施保育所（園）は年々増加している。平成29年9月にすこやか保育支援事業に関する要綱が改正され、対象か否かの判定はこども家庭局幼保事業課にて行うこととなった。それに伴いこども家庭センターは、発達検査の結果等に基づいた意見を幼保事業課に伝えるよう変更されている。なお、こども家庭センターの意見については、幼保事業課との協議により、表10にあるような3種類に分類している。

図12 相談対応の内訳



「すこやか保育」は昭和53年度に発足した障害児統合保育事業で、実施保育所（園）は年々増加している。平成29年9月にすこやか保育支援事業に関する要綱が改正され、対象か否かの判定はこども家庭局幼保事業課にて行うこととなった。それに伴いこども家庭センターは、発達検査の結果等に基づいた意見を幼保事業課に伝えるよう変更されている。なお、こども家庭センターの意見については、幼保事業課との協議により、表10にあるような3種類に分類している。

表10 すこやか保育に係る判定の状況

(単位：件)

種別 意見	知的障害	情緒障害	肢体不自由	視力障害	聴力障害	身体虚弱	その他の発達障害	正	合
	害	害	自由	害	害	弱	常	計	
加配による配慮の必要性あり	196	0	6	0	2	2	0	0	206
加配による配慮の必要性なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育状況把握が必要	61	0	1	0	2	0	129	0	193
合計	257	0	7	0	4	2	129	0	399

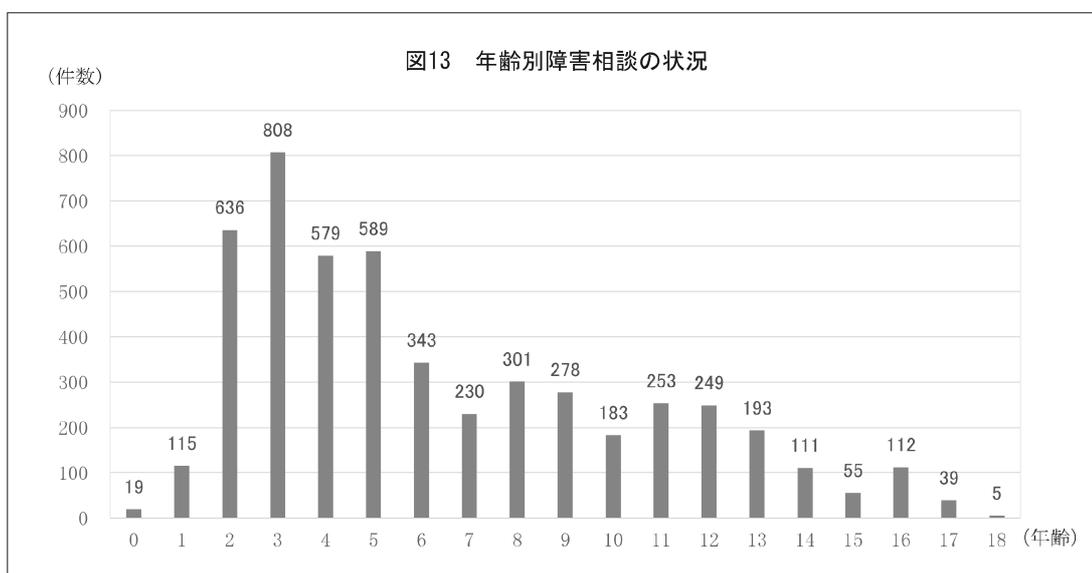
平成24年4月1日の児童福祉法改正により、障害児に対する通所サービスが「障害児通所支援」として一元化された。障害児通所支援のうち、神戸市では「児童発達支援センター」（8事業所）、「児童発達支援」（186事業所）、「放課後等デイサービス」（364事業所）、「保育所等訪問支援」（24事業所）が実施されている（令和4年4月1日現在）。今後も障害児通所支援事業所の増加が見込まれている。

(3) 年齢別の状況

年齢別の相談状況（図13）について見ると、障害が発見されやすい乳幼児期に最も多い。乳幼児期（0～5歳）の相談は、ここ数年、障害相談件数の過半数を占め、令和3年度も2,746件、53.9%となっている。各区保健福祉部での1歳半・3歳児健診が定着し、発達チェック体制が確立したことのほか、保護者が児童の発達の遅れに不安を抱き、相談につながる場合が多い。

こども家庭センターでは乳幼児期の相談について各区保健福祉部、医療機関、障害児通所支援事業所、保育所、総合療育センター、「通級指導教室」等の関係機関との連携を保ち、児童が就学に至るまで継続的に相談対応を行っている。

さらに、幼児期から学童期への連続した支援も重要であり、就学前フォローによる助言指導をはじめ、各学校、通級指導教室や学びの支援センター（R4.4～特別支援教育相談センター）との連携にも努め、多機関による支援体制の構築をめざしている。



(4) 相談対応の状況

相談対応の内訳を見ると、「助言・指導」が4,297件で最も多く、「継続指導」4件、「施設契約」4件、「施設措置」4件となっている。

相談対応の内容（図12）は、療育手帳判定2,023件、発達相談等（児童への発達検査の実施と保護者への説明・助言等）1,356件、区保健福祉部の健診後の精密検査（1歳半・3歳児健診等）531件、すこやか保育関係399件、などとなっている。

療育手帳判定は、重度障害者医療費助成の改正の影響により、平成16年度から平成17年度は激増（780件→965件）したが、その後も1,000件を超えて増加を続け、令和2年度には2,000件を超えた。発達に障害のある児童が福祉サービスを利用したり、発達特性への配慮を求めるため、療育手帳へのニーズが高まっていると考えられる。

障害児施設への入所は原則契約となるが、児童虐待や保護者が行方不明等の場合には措置を行っている。令和4年4月1日現在、障害児施設における措置の件数は25件である。

(5) 相談体制

こども家庭センターでは、全ての相談の約6割を占める障害相談に関して、相談体制の強化を図ってきた。

令和3年度は、障害相談を担当する発達相談係に係長1名、児童福祉司1名、児童心理司1名を増員し、相談体制の強化を図った。また、同時に係の機能を「検査・助言」と「専門相談」に整理して分化し、それぞれの機能を担うライン（係長と児童福祉司、係長と児童心理司）を設置した。

(6) 療育センターとの連携

神戸市の障害児療育体制は、平成11年開設の総合療育センター、平成27年開設の西部療育センター、平成30年度開設の東部療育センターの、3センター整備により機能強化が図られ、こどもの障害の早期発見・早期療育に向けた支援に取り組んでいる。

今後一層こども家庭センターと各療育センターとの役割分担と連携を密にし、効率的な相談体制を構築していく。

(7) 療育指導事業

発達がゆっくりな児童や、その保護者への支援を行う「障害のある児童等への療育指導」として、総合児童センター・大学の研究グループと協働で「療育5事業（発達クリニック）」を行った。

事業内容は、①極低体重児（1,500g未満で出生した乳幼児）と保護者の子育てを支援する「Y O Y Oクラブ」、②学齢期・思春期の児童の発達課題や親子関係に悩む保護者を支援する「学齢期・思春期子育て講座」、③乳幼児、夜尿のある小学生、発達がゆっくりな就学前児童等を保護者を対象とした「親と子のふれあい講座」、④障害のある乳幼児の早期療育プログラムである「障がい乳幼児親子教室」、⑤就学前から小学校低学年の発達障害児等を対象とした「感覚運動指導教室」の5教室・講座を開催した。

それぞれの教室や講座では、代表の研究者等を中心に、子育て支援や子どもの発達支援にかかわるプログラムの開発と実践を行っている。こども家庭センターからは、児童の発達支援と保護者のエンパワメント、プログラム終了後の集団参加（児童通所支援、幼稚園、保育所等）に関する情報提供などを行った。

療育センターの機能

1. 概要

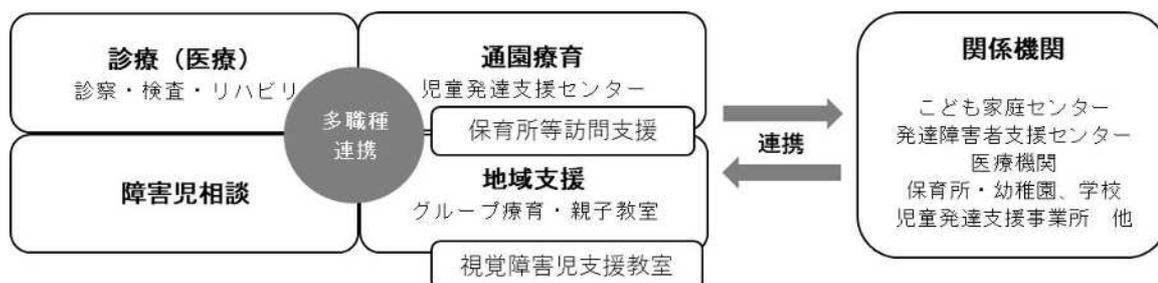
各療育センターには、障害児の診察・リハビリテーションを行う「診療所」、通園による療育や親子教室等を行う「児童発達支援センター」、子どもの障害に関する相談対応や障害児支援利用計画の作成を行う「相談支援事業所」の機能があります。また、各療育センターにおける地域支援として、グループ療育や親子教室等も実施しています。

神戸市では、各療育センターに対象区域を設定しており、利用される方の居住区によってそれぞれ利用できる療育センターは異なります。

【各療育センター内の施設・対象区域】

名称	機能	医療機関・事業所名 (診療科・対象児童)	対象区域
総合療育センター	診療所	神戸市総合療育センター診療所 (小児神経科・小児整形外科・耳鼻咽喉科・精神神経科)	中央区・兵庫区 北区・長田区 須磨区 ※まるやま学園難聴児クラス・あけぼの学園は、神戸市内全域が対象
	児童発達支援センター	神戸市立まるやま学園 (小学校就学前の知的発達障害児、肢体不自由児、難聴児) 神戸市立あけぼの学園 (高校生年齢の知的・発達障害児)	
	障害児相談支援事業所	神戸市総合療育センター (まるやま学園・あけぼの学園の通園児童等)	
東部療育センター	診療所	神戸市東部療育センター診療所 (小児科・小児整形外科)	東灘区・灘区
	児童発達支援センター	神戸市立ひまわり学園 (小学校就学前の知的・発達障害児、肢体不自由児)	
	障害児相談支援事業所	神戸市東部療育センター (ひまわり学園の通園児童等)	
西部療育センター	診療所	神戸市西部療育センター診療所 (小児科・小児整形外科)	垂水区・西区
	児童発達支援センター	神戸市立のぼら学園 (小学校就学前の知的・発達障害児、肢体不自由児)	
	障害児相談支援事業所	神戸市西部療育センター (のぼら学園の通園児童等)	

【療育センターの機能】



2. 診療所の機能

(1) 診療体制

各療育センターの診療所では、主に小学校低学年までの知的・発達障害児及び18歳未満の肢体不自由児を対象として、専門の医師による診察、心理判定員による発達検査、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリテーション及びケースワーカーによる相談を行っています。

(2) 相談～診療の流れ

① 診療予約

療育センターの診療は全て予約制です。利用を希望される方から各療育センターの診療所へお電話をいただき、ケースワーカーとの面接、医師による診察等の予約を行います。

② ケースワーカーによる面接

対象児童の生育歴や発達状態を詳しく把握するために、事前に問診票に記載いただいたうえで、ケースワーカーによる面接を行います。

③ 発達相談員（心理判定員）による心理検査

対象児童の発達段階や特性を心理学的に評価するために、発達相談員による心理検査（発達検査・知能検査等）を実施します。

④ 医師による診察

②・③の結果をもとに、専門医師による診察（小児科または小児神経科）を行い、診療方針を決定します。必要に応じて、他科の診察や医学検査、他機関への紹介を行います。

⑤ リハビリテーションの実施

医師が必要と判断した場合は、専門資格を有する療法士による理学療法（PT）、作業療法（OT）、言語聴覚療法（ST）、自閉症児自立支援プログラム等のリハビリテーションを行います。

神戸市療育センターのホームページに、
「神戸市療育センター事業概要」が掲載されています。

【神戸市ホームページ】ホーム > 子育て・教育 > 相談・窓口・施設 > 療育センター

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/shien/support/ryouiku/index.html>



神戸市療育ネットワーク会議「第6回 就学前の発達の気になる子どもの支援体制検討会議」
議事要旨

(日 時) 令和3年12月16日(木) 15:00~17:00

(場 所) 三宮研修センター 705会議室

○…委員意見・質問 ●…所管部署等の説明 ※いずれも要約

1. 神戸市の発達の気になる子どもの相談支援体制について

<事務局より資料1、及び、神戸市ホームページについて説明後、質疑応答>

(1) 「子どもの発達の相談・発達障害の診療を行う実施医療機関に関するアンケート」について

- 公開可能な情報は神戸市ホームページに掲載予定。かかりつけ医研修会などを通じても周知していきたい。
- 発達の相談や診察が可能な医療機関の数は少ないので、ホームページで公表されると多数の要望に応じきれなかったり、通常診療時間帯に来院されたりするため、公表を控えたい場合もある。相談支援事業所や各区役所の窓口などで、家族に医療機関の情報提供ができれば、ホームページで公表ができていなくてもよい。
- 発達の相談や診察が可能な医療機関に待機はあるのか。
- 待機期間がある機関が多いと認識しているが、待機期間は変動するので、今回のアンケートには含んでいない。
- 紹介状が必要な場合に、どこで紹介状を書いてもらえばよいのか分からないという問題に対して、一般的な相談での紹介状の記載を加えたことで、入り口で受け止めて次へつないでもらえる医療機関を追加することができた。
- 一般的な発達の相談として、最初にご家族の不安を聞いて専門の医療機関に行くべきかどうかのスクリーニングしてもらえると、専門の医療機関の待機期間もかなり違ってくる。
- アンケート集計後に、地域格差についても教えていただきたい。

(2) 神戸市ホームページ「子どもの発達に関する相談」について

- スマートフォンでも見やすくなっている。例えば、「すこやか保育」について知りたい場合、リンク先に区役所の連絡先のみが掲載されているが、リンク先には簡単な制度説明があり、詳細を知りたい方は区役所の窓口へ案内できる方がよい。
- 支援ハンドブックも同様で、スマートフォンは便利だが、押すと次々にリンク先が表示されて、たらい回しにされている感じがするので、簡単な説明を入れてもらいたい。
- 広報に関しては、「ママフレ」や民間の子育て情報サイトの活用も検討していただきたい。

2. 就学時のつなぎ・情報連携について

<事務局より資料2、資料3について説明後、質疑応答及び委員による意見交換>

- 就学相談は、いつから導入されるのか。
- 来年(令和4年)4月からの導入を考えている。
- 従来の就学相談は、4月から6月くらいに通学区域の学校へ相談に行く形で始まるが、来年の

4月より教育委員会の就学個別相談が開始されるのであれば、従来からの方法と組み合わせなければ、情報が行き渡らないのではないかと。

- 保護者には、就学相談の申込みの案内がどこから届くのか。
- 制度の変更に関して、ホームページ等で広報する。今後、各団体等には個別に説明予定である。
- 就学個別相談はどのような内容を想定しているのか。
- 前回の会議でもご説明したが、保護者の特別支援学校や特別支援学級に関する相談に対して、事前のエントリーシートを確認したうえで、教育委員会の職員が説明をさせていただく。個別相談は数か所の会場を検討予定している。
- 就学相談のエントリーシートは、スマートフォンやパソコンで入力できるが、ネットワークプランは紙媒体になっている。敷居を下げるという意味で、今後は他の方法や改善もお願いしたい。
- 就学してからも、ネットワークプランは引き継がれるのか。
- 教育委員会からのデータは学校へ共有されるので、学校でも活用し学年で持ち上がっていく。
- ネットワークプランについて、幼稚園や保育園と保護者の間のやり取りや、学校に届くプランに幼稚園・保育園からの情報がどの段階でどのように盛り込まれるのか教示いただきたい。
- 保護者は家庭での様子や必要な支援を記載すると思われる。保護者が幼稚園や保育園の先生と相談しながら、集団生活における社会面や必要な支援を書き加えていくことを想定している。医療的ケアや肢体不自由、知的障害等を含めて、全て同様の形式となる。
- 就学前の専門職と就学後の専門職のつながりが課題だったので、それをつなぐ意味でネットワークプランは大事であり、幼稚園の先生と学校の先生が直接引き継ぎ出来れば一番良いと思う。個人情報の問題もあるが、保護者を介する仕組みとなる理由は何なのか。
- 現在も幼稚園・保育園と学校との直接の情報交換の場はある。加えて、保護者とのすり合わせも必要なため、保護者を介した仕組みを整えていく。
- 最終的に学校に届いたネットワークプランの個人情報は、本人に返されるものなのか。
- ネットワークプランは、本人・保護者のものである。
- ネットワークプランを引き継ぐ最終学年はいつまでになるのか。
- ネットワークプランは、保護者・本人のもので、進学先に付いて行くイメージ。小学校から中学校へも引き継がれ、この情報をもとに更新される。
- 保護者が悩んでいる場合など、4月に就学相談が申し込めなかった方へのフォロー体制はあるのか。
- 教育委員会で就学相談の機能を準備しており、フォローアップもできるように考えている。
- 就学時以降の中途障害や、学年が上がるにつれて支援の必要性が生じた場合はどうなるのか。
- 就学後の新規相談の仕組みについては、今後の検討課題である。
- 保護者にも支援が必要な方の場合には、保護者への情報提供やサポート体制も必要である。
- 外国籍で日本語を母語とされない方のサポート体制も必要である。

3. サポートブックについて

<事務局より資料4、資料5について説明後、質疑応答及び委員による意見交換>

- サポートブックに関しては、普及している地域と、そうでない地域がある。保護者から支援者への情報提供であり、何ができないかではなく、どのようにすれば出来るのかを記載する。改訂後のサポートブックは、就学時より使用するネットワークプランとも重なる部分が多いので、サポートブックを記載すれば、その内容をネットワークプランに取り入れられる。

- ネットワークプランと同様、サポートブックも保護者だけで記載するのは難しい。項目が多く詳細なので、記載のサポートが必要である。
- 現在、年に2回、サポートブックの保護者向け講座を開催しているが、支援者の方も一緒に参加する講座や、支援者向けの講座も今後検討したい。支援者が、保護者のサポートブック作成の支援ができる仕組みを考えていきたい。
- 現在サポートブックを作成している年代はどれくらいか。
- 現在は、就学前の概ね4歳から5歳児を対象にした講座と、就学後の概ね1年生から3年生を対象にした講座の、2種類の講座を開催している。また、講座とは別に、発達障害者支援センター職員が各療育センターに出向いて講座を開催している。出前講座には療育センターの職員も参加しているので、同様の形態でもう少し支援者の対象を広げて実施できないか検討している。支援者には、幼稚園や保育園の先生も含まれる。
- 若い世代の保護者の方は、紙に書くこと自体が面倒で、何でもスマートフォンを使う。支援の必要な子どもの子育て中の保護者に面倒なことをお願いするのは難しい。外国籍の方も書くことは大変である。
- スマートフォンでチェックを入れるなど、様式や媒体の工夫をされるのか。
- 現時点では、ワード形式での入力を想定しており、手書きでない段階までだが、媒体の工夫等は並行して検討していきたい。
- 教育委員会のネットワークプランとの共通項目は自動的に移行するなど、就学前の発達や支援の情報を一元的に整理できるようにお願いしたい。
- 保護者の負担軽減の観点から言うと、災害時の要援護者支援に関する情報も盛り込まれるとよい。
- サポートブックの使い方のポイントの説明が、保護者が支援者に依頼するニュアンスが強いように感じる。
- サポートブックが使われていない理由の1つに、非常に熱心な保護者の方が作成するサポートブックが、分厚くて見にくいことがある。ポイントだけが確認できる分かりやすい様式に統一すれば、保護者の負担も軽減される。また、ICTの技術も使い個人情報保護しながら情報をつなげば、別の様式に必要な内容だけ取り込める。
- ネットワークプランもサポートブックも、幼稚園や保育園の先生方のサポートが必要になってくる。運営側としては業務的な負担もあるので、補助や加算など制度面の支援があれば、認知も高まり、積極的な関りが可能となるのではないか。
- サポートブックは希望される方が作成し、それを就学相談でうまく活用できればよいが、教育委員会の就学相談は対象が広がるので、最初のエントリーをするところで躊躇して、以前よりもやりにくくなったことが起こらないよう配慮していただきたい。また、様々な課題も抱えているので、改良を続けていただきたい。

4. その他

- 今後、外国籍の方の問題について取り上げてもらいたい。特に言葉の遅れについて、母語に習得が影響しているのか、本来持っている障害なのか、判断しにくい状況がある。保護者の障害の受容や、検査や支援に関する説明も難しい。障害と言語の問題を二重に持っている方へのサポートについても考えてもらいたい。

神戸市療育ネットワーク会議／就学前の発達のご案内になる子どもの支援体制検討会議（概要）

1. 趣 旨

本市では、就学前における障害児等の支援を、各区役所、こども家庭センター、療育センター、保育所・幼稚園等の他、通級指導教室、民間の児童発達支援事業所などが連携して重層的に実施している。一方で、関係機関のそれぞれの役割分担や、障害の早期発見から支援までの流れが市民及び支援者にとってわかりにくくなっていること等が課題となっている。

そこで、就学前の発達のご案内になる子ども（*）の支援にかかる現状の課題の整理やニーズの把握を行うとともに、関係機関及び行政担当者等による意見交換や情報共有を通じて、より良い支援体制について検討し、支援の充実を図るため、検討会議を開催する。

なお、この会議は「神戸市療育ネットワーク会議」開催要綱にもとづく施策検討会議として位置付けるものとする。

*「発達のご案内になる子ども」の考え方

日常生活や集団での活動において個別の発達支援を必要とする子ども（医師の診断の有無や障害者手帳の交付の有無を問わない）とする。

2. 委員（令和4年度）

※五十音順・敬称略

委員	兵庫教育大学大学院 教授	井澤 信三
	神戸市障害者基幹相談支援センター 相談支援主任／統括コーディネーター	伊藤 則正
	神戸女子大学 教授	植戸 貴子
	兵庫県立こども発達支援センター長	大橋 玉基
	神戸市医師会 公衆衛生担当理事	越智 深
	神戸大学 名誉教授／神戸市総合療育センター診療担当部長 ※会長	高田 哲
	社会福祉法人神戸 YMCA 福祉会 発達支援事業統括	谷川 尚
	神戸市私立幼稚園連盟 副理事長	綱本 慎一
	神戸市私立保育園連盟 理事	橋本 大介
	関西学院大学 教授	日浦 直美
	兵庫県 LD 親の会たつの子 副代表	三島 佳世子

行政関係者	こども家庭局副局長	大石 和広
	こども家庭局母子保健担当課長	丸山 佳子
	こども家庭局医務担当課長	三品 浩基
	こども家庭局発達支援調整担当課長	土井 信忠
	こども家庭局総合療育センター相談診療担当課長	西田 いづみ
	こども家庭局幼保事業課長	立石 智久
	こども家庭局指導研修担当課長	下西 由佳
	こども家庭局こども家庭センター発達相談・判定指導担当課長	吉岡 真理
	福祉局障害者支援課長	奥谷 由貴子
	福祉局発達障害者支援担当課長	岡本 和久
	教育委員会事務局特別支援教育課長	上野 昌稔
	教育委員会事務局特別支援教育相談センター担当課長	津田 朋厚
	兵庫区保健福祉課長	石田 明稔

3. 実施状況

- 第1回：令和2年 2月13日 第2回：令和2年 7月28日
第3回：令和2年12月17日 第4回：令和3年 3月25日
第5回：令和3年 7月29日 第6回：令和3年12月16日
第7回：令和4年11月10日